

13. 国際経済連携・通商分野

<p>国際経済連携・通商(1)</p>	<p>優良事業者認定制度の導入による「研修」査証発給の簡素化・迅速化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現地法人の外国籍社員を日本に招聘して実施する企業単独型の研修を行うため、「研修」査証申請をする場合、査証取得までに長期間を要したり、ASEAN諸国の在外公館によっては、「研修」査証の再申請については、帰国後1年以上経過しないと申請できないと指導され、申請が受理されないといった不透明な運用がなされることがある。</p>
<p>要望内容</p>	<p>在外公館等における「研修」査証申請において、優良事業者(例えば、過去数年間に渡り、不許可となったことがない企業又は、東京証券取引所上場企業若しくはこれと同等の規模を有し、過去において査証関連事故が発生した事例がない企業等)を認定する制度を設け、当該企業において「研修」を行うことを目的として在留資格認定証明書を取得し、当該事業者の現地法人(合弁会社を含む)社員が、「研修」査証を申請する場合には、特別に簡素かつ迅速な発給手続きを行うこととすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>企業の国際競争力を高めるため、進出国への技術、知識、ノウハウの移転は必要不可欠であり、企業によっては、例えば東南アジア諸国に設置した現地法人を対世界市場、地域市場向けの生産拠点として位置付け、年に複数回、新製品等の生産を開始することも少なくない。その際に、当該現地法人の外国籍技術者を日本に招聘し、これら新製品の生産に必要な技能を習得させるべく研修を実施するケースが増えている。また、一人の技術者が複数製品を担当したり、更なる高度技術を習得するため年に複数回研修を受ける必要がある場合がある。さらに実施のタイミングは、顧客ニーズや販売動向など市場環境に合わせて臨機応変に決定される。</p> <p>そのため、研修予定が決定した段階で在留資格認定証明書を取得し、「研修」査証を申請することになるが、昨年の当会要望に基き導入された在留資格認定証明書の発給手続きの簡素化・迅速化措置を活用したとしても、査証発給手続きが遅延すれば、円滑な事業活動のための高度人材の移動が実現できない。従って、在留資格認定証明書と同趣旨の簡素化・迅速化措置を講じるべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>外務省設置法第4条13</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>外務省</p>

<p>国際経済連携・ 通商(2)</p>	<p>優良事業者認定制度の導入による 中国人等の「短期滞在」査証発給の迅速化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>中国にあるわが国在外公館において、中国籍社員が、短期商用目的で「短期滞在」査証を申請する場合、申請日の翌日から渡航予定日までにワーキングデー(土日、休館日を除く)が5日間確保されない場合は、申請が受理されない。また、ASEAN諸国にある在外公館でも、「短期滞在」査証の発給までに10日間程度を要する場合がある。</p>
<p>要望内容</p>	<p>在中国日本大使館等における短期商用目的での「短期滞在」査証申請において、優良事業者(例えば、過去数年間に渡り、不許可となることがない企業又は、東京証券取引所上場企業若しくはこれと同等の規模を有し、過去に査証関連事故が発生した事例がない企業等)を認定する制度を設け、当該事業者が「身元保証書」等を発出し、当該事業者の在外中国現地法人(合併会社を含む)等に所属する中国籍社員等が、商用目的で「短期滞在」査証を申請する場合には、迅速な発給手続きを行うこととすべきである。 例えば、査証申請から発給までに要する日数を2～3日程度に短縮し、渡航予定日までに5日のワーキングデーが確保されていない場合も申請を受け付けるものとする。また、ASEAN諸国においても同様の趣旨の制度を設け、優良事業者に対しては迅速な発給手続きを行うこととすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>わが国企業の現地法人に所属する中国籍社員が、短期商用目的で「短期滞在」査証を申請する際、申請日の翌日から渡航予定日までにワーキングデー(土日、休館日を除く)が5日間確保されない場合は申請が受理されず、また、ASEAN諸国にあるわが国の在外公館によっては「短期滞在」査証発給までに10日間程度を要することから、日々変化する事業環境に基く急な出張ニーズなどに対応できず、円滑な事業活動のための高度人材の移動が実現できない。 なお、法務省の在留資格認定証明書の発給手続きに関しては、昨年度の当会要望に基き、優良事業者に対する迅速化措置が講じられている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>外務省設置法第4条13</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>外務省</p>

<p>国際経済連携・ 通商(3)</p>	<p>優良事業者認定制度の導入による 中国人の「短期滞在」査証発給の手續簡素化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>中国にある在外公館(在上海、広州、瀋陽総領事館等)において、中国籍社員が、短期商用目的で「短期滞在」査証を申請する場合、戸口簿(戸籍簿)写しを添付書類として提出することが求められており、その職業欄まで細部に渡る審査が行われ、申請が不許可になることがある。なお、北京の日本大使館領事部において、同様の申請をする際には、戸口簿写しの添付は求められていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>在上海、広州、瀋陽総領事館等における短期商用目的での「短期滞在」査証申請において、北京の日本大使館と同様に戸口簿の添付を不要とすべきである。あるいは、優良事業者(例えば、過去数年間に渡り不許可となっていない企業又は、東京証券取引所上場企業若しくはこれと同等の規模を有し、過去において査証関連事故が発生した事例がない企業)を認定する制度を設け、当該事業者が「身元保証書」等を発出し、当該事業者の在中国現地法人(合弁会社を含む)に所属する中国籍社員が、商用目的で「短期滞在」査証を申請する場合には、特別に発給手続きの簡素化を行うこととすべきである。</p> <p>具体的には、戸口簿における職業欄と現在の職業が異なる場合であっても、当該事業者が発出する身元保証書と、当該事業者の在中国現地法人(合弁会社を含む)が発出する在職証明書等をもって、本人の職業を証明するものとし、申請を受け付け審査することとすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>中国籍社員が、在上海、広州、瀋陽総領事館において短期商用目的で「短期滞在」査証を申請する場合、提出を求められている戸口簿には、職業を記載する欄(服務処所)がある。中国においては、転職などによる職業変更の届けは、とりわけ本籍地と勤務地が異なる場合、その煩雑さから行われないことも少なくない。また、旧国有企業に勤務している場合は、社名のほか役職、党籍、資格なども併せて記載されるが、旧国有企業から日系を含む外資系企業に転職した際、社名のみの記載となるため、中国籍社員が党籍などを戸口簿に残した場合には、積極的に変更届けが行われていない。そのため、戸口簿上の職業欄と現在の職業が異なることがあり、たとえ身元保証書や在職証明書等で現在の職業を証明することができても拒否処分されてしまい、渡航を断念せざるを得ないケースがあり、円滑な事業活動のための高度人材の移動が実現できない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>外務省設置法第4条13</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>外務省</p>

国際経済連携・通商(4)	外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人の受入に係る在留資格の整備[新規]
規制の現状	<p>わが国企業と、わが国に本店、支店、その他の事業所がない外国企業とが一定の契約を締結した際、同契約を履行するにあたり、同契約に基づき外国企業の専門的・技術的分野の外国人を一定期間、わが国に受入れる必要性が高まっている(例えば、わが国企業と、わが国に本店、支店、その他の事業所がない外国企業とが、共同研究・開発契約を締結し、先端技術に関する共同研究・開発を行うにあたり、外国企業の技術者に数年間、わが国企業の本社研究部門において、わが国企業の研究者と共同研究を進めさせる等。その際、当該外国人の給与は外国企業より支給され、その指揮下におかれる)。</p> <p>しかしながら、出入国管理難民認定法・同第七条第一項第二号の基準を定める省令においては、上記に対応する在留資格が規定されていない。</p>
要望内容	<p>当該外国人を円滑に受け入れられるよう、在留資格を整備すべきである。</p> <p>例えば、わが国企業と外国企業間の契約をもって、あるいは、わが国企業と当該外国人とが何らかの覚書を交わすことにより、在留資格「技術」「人文知識・国際業務」における「本邦の公私の機関との契約に基づく」との要件を満たすこと等を含め、検討する必要がある。</p>
要望理由	<p>近年、わが国企業の更なる国際競争力強化に向けて、共同研究・開発、マーケティングやコンサルティングのアウトソーシング化等、国境を越えた様々な協力や事業再編等が増えている中、上記外国人を受け入れるための在留資格の整備が不可欠である。</p> <p>しかしながら、現状では、外国企業がわが国に本店、支店、その他の事業所を有しないことから、在留資格「企業内転勤」は使えず、また、わが国企業と当該外国人の間には契約が存しないことから、在留資格「技術」「人文知識・国際業務」の要件も満たさない。さらに、在留資格「短期滞在」では、在留期間が90日以内とされていることから長期に渡り滞在することはできず、在留資格「研修」では、実務研修を伴う場合座学を行うことが求められる。</p>
根拠法令等	<p>出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令</p>
制度の所管官庁及び担当課	法務省入国管理局

国際経済連携・通商(5)	外国人のわが国看護師資格試験の受験資格要件の緩和【新規】
規制の現状	<p>日本の看護師国家試験を受験する場合、外国で看護業務に関する学校・養成所を卒業した者または外国で看護師資格に相当する資格を得た者については、日本の看護大学・養成所を卒業していなくとも、外国での教育内容が日本における教育内容との同等性が認められる場合には、厚生労働大臣の承認を前提として、受験資格が認められている。しかし、その承認条件として、厚生労働省の規則により、既に日本での就労資格を有している(永住資格所有者等)ことが条件とされ、非常に限定的となっている。</p>
要望内容	<p>外国で看護業務に関する学校・養成所を卒業した者または外国で看護師資格に相当する資格を得た者であり、かつ外国での教育内容が日本における教育内容との同等性が認められる場合には、EPA/FTA交渉において合意した場合に限らず、既に日本での就労資格を有していなくとも、わが国看護師試験の受験を認めるべきである。</p>
要望理由	<p>看護は、少子化・高齢化が進む中、将来的に労働力不足が深刻化すると予想される分野であり、わが国の看護水準の維持・充実の観点から、諸外国から優秀な人材を受け入れることが重要である。現行制度においては、看護師でないものは、看護師業務に従事することが認められていないことから、同分野における外国人人材の受け入れ拡充のためには、看護師資格の取得に係る各種規制の緩和は不可欠である。現在、わが国とのEPAの交渉が行われているフィリピン等から、同分野における労働市場の開放が強く要望されており、交渉相手国との互恵的なEPA締結の観点から、EPA/FTA交渉において合意した場合、同合意に基づき、看護師の取得条件を緩和することは必要である。加えて、広く高度人材をわが国に受け入れるとの観点から、EPA締結国に限らず、受験資格要件を緩和することが重要である。</p>
根拠法令等	保健師助産師看護師法第21条4項等
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省医政局看護課

国際経済連携・通商(6)	看護分野での外国人労働者の就労制限の緩和[新規]
規制の現状	わが国の看護師国家試験に合格した外国人が看護師として「医療」分野での在留資格で活動する場合は、4年間のみの研修目的としての業務に制限されている。
要望内容	わが国看護師試験に合格した外国人が「医療」分野での在留資格で看護師として活動する場合、EPA/FTA交渉において合意した場合に限らず、4年間の研修目的としての業務のみ認めるという制限を撤廃すべきである。
要望理由	看護は、少子化・高齢化が進む中、将来的に労働力不足が深刻化すると予想される分野であり、わが国の看護水準の維持・充実の観点から、日本人と外国人の就労機会における公平性を図りつつ、諸外国から優秀な人材を受け入れることが重要である。現在、わが国とのEPAの交渉が行われているフィリピン等から、同分野における労働市場の開放が強く要望されており、交渉相手国との互恵的なEPA締結の観点から、EPA/FTA交渉において合意した場合、同合意に基づき一定の手続きを経て在留資格を取得した外国人看護師の就労制限を廃止することは必要である。加えて、それに限定することなく、広く高度人材をわが国に受け入れるとの観点からも、「医療」分野で在留資格を取得する外国人看護師についても、就労制限を廃止することが重要である。
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令(平成12年5月24日法務省令第16号)
制度の所管官庁及び担当課	法務省出入国管理局

国際経済連携・通商(7)	外国人の介護分野での在留資格の整備【新規】
規制の現状	<p>介護分野での外国人の就労については、現行の入管制度には該当する在留資格がないため、介護を目的としての入国・就労は認められていない。</p>
要望内容	<p>介護福祉士の資格取得者や外国における隣接職種の資格者で一定の日本語能力を有する者等については、例えば「技術」や「技能」の在留資格として、わが国における介護分野での就労を認めるべきである。</p>
要望理由	<p>介護は、少子化・高齢化が進む中、将来的に労働力不足が深刻化すると予想される分野であり、わが国の介護サービスの維持・充実の観点から、諸外国から優秀な人材を受け入れることが重要である。とりわけ、わが国の介護福祉士資格等を取得する等、高度な専門性が認められる外国人については、日本人と外国人の就労機会における公平性を図る観点からも、例えば「技術」や「技能」の在留資格として、わが国における介護分野での就労を認めるべきである。</p>
根拠法令等	<p>出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令(平成12年5月24日法務省令第16号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>法務省出入国管理局</p>

国際経済連携・通商(8)	WTO政府調達協定の適用対象機関からのNTTグループ各社の除外
規制の現状	<p>NTTグループ各社は、民営化され市場の監視を受けているにもかかわらず、「WTO政府調達に関する協定」において、中央政府、地方政府及び他の特殊法人と並んで同協定の適用対象機関として定められ、協定で定める手続きに従って調達手法を進めることが義務付けられている。</p> <p>また、わが国は、自主的措置として、政府調達における供給者の利便性向上等の観点から、「物品に係わる政府調達手続き」等を定めており、協定対象機関には、より詳細な調達手続きが求められている。</p>
要望内容	<p>NTTグループ各社(NTT持株会社、NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ)、特に完全な民間企業となっているNTTコミュニケーションズ社を、政府調達に関する協定の適用対象機関から除外すべく必要な働きかけを行うべきである。</p>
要望理由	<p>NTTグループ各社は、通信業界におけるグローバルな競争が急速に進展している中での事業展開を余儀なくされており、また経営努力により一層の合理化、コストダウンを求められている。こうしたなか、NTTグループ各社は、政府調達協定の対象機関として、煩雑な手続きを行うことにより、購入に至るまで2.4～5.5カ月という長期間を要したり、海外製品の調達額の集計を求められる等、多大な負担を強いられている。こうした手続きは、機動的なビジネスを阻害し、諸外国の企業に比べて非常に不利な状態となっている。</p> <p>対象機関から除外されれば、ビジネスのニーズに合わせて迅速で柔軟な調達ができるようになる。</p>
根拠法令等	政府調達に関する協定(1996年)付属書 付表3
制度の所管官庁及び担当課	総務省事業政策課

国際経済連携・ 通商(9)	輸出規制品目の項番の欧米コードとの対照化および国際標準化
規制の現状	<p>日本における安全保障輸出管理に係わる輸出令別表第1と外為令別表の項番は、欧米先進国のコード(例えばECCN)と全く異なる独自の項番として採用されている。しかも省令、通達などを併せ読まなければ解釈できない複雑なシステムになっている。</p>
要望内容	<p>輸出規制品目に係る現行体系の一覧性を確保するとともに、欧米コードとの対比表を策定することによって対照化させ、事務負担の軽減を図るべきである。さらに中長期的には欧米先進国と同様の国際基準のコード(例えばECCNなど)への統一化を検討する必要がある。</p>
要望理由	<p>例えば海外子会社に輸出管理の指導をする際、国際水準である欧米コードで指導を行うため常に日本と欧米コードの対照が求められるが、遺漏防止のために厳密に対比を行う必要があり、非常に手間を要する。コードの対照化により、該当する規制品目の判定が的確に行える上、事務効率が向上する。</p> <p>昨年度も同趣旨の要望を提出したところ、回答では欧米のコードへの統一を望むのは一部の企業であるとされている。しかし欧米コードへの対照化をするだけならば、体系の抜本的な変更とはならず、現行体系を基にシステムを構築している企業の負担を増やすことにはならない。</p> <p>なお、国際的ハーモナイゼーションが主流となっている現状において、輸出を営む企業のほとんどは中長期的な視点から項番が国際基準で体系化されることを望んでいる。我が国体系の欧米コードへの統一化に向け、早期に検討を開始すべきである。</p>
根拠法令等	輸出貿易管理令別表第1 外国為替令別表
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省安全保障貿易管理課

<p>国際経済連携・通商(10)</p>	<p>中華人民共和国の国際輸出管理レジーム加盟に伴う第1種一般包括輸出許可及び第1種一般包括役務取引許可の適用範囲の拡大【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>第1種一般包括輸出許可は特定の地域を仕向地とする特定の貨物の輸出について経済産業大臣が一括して許可を行うものであり、第1種一般包括役務取引許可は特定の地域において特定の技術を提供することを目的とする取引きについて経済産業大臣が一括して許可を行うものである。「一般包括輸出許可等について」において、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の該当項目ごとに適用できる仕向地・提供地域が規定されている。現在、仕向地・提供地域を中華人民共和国とする輸出・技術提供については、第1種一般包括輸出許可及び第1種一般包括役務取引許可において適用できる該当項目が大幅に制限されている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の2の項に該当する貨物・技術、すなわち、中華人民共和国が加盟した原子力供給国グループ(NSG)の規制対象となっている原子力関連機材・技術を同国へ輸出・提供する際に、第1種一般包括輸出許可及び第1種一般包括役務取引許可が適用できるよう、「一般包括輸出許可等について」を早急に改めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>6月10日にNSGに新たに加盟した中華人民共和国は、原子力関連の輸出管理において、加盟国である我が国や欧米諸国と同様の体制となった。このことは、NSG加盟国が中華人民共和国に対して、原子力関連製品の輸出を規制するのではなく、核不拡散政策のパートナーとして国際協力していくことを示している。そのため、中国に対して、2000年のベラルーシ、2001年のスロヴェニア、2002年のカザフスタンのNSG加盟時同様、NSG規制品目に対応している輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の2の項について、第1種一般包括輸出許可及び第1種一般包括役務取引許可の適用範囲を見直すべきである。「一般包括輸出許可等について」が迅速に改正されなければ、過剰な規制となり、輸出規制上、先に対応するであろう欧米諸国に比べてわが国が不利な状況になることが予想される。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>一般包括輸出許可等について(平成15年12月24日 8貿局第376号 輸出注意事項8第21号)</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課</p>